

令和元年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月19日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和元年9月19日（午前9時00分）

出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
10番 牧 幸作 11番 中森 慰

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	福祉保健課長	岡田 美和
代表監査委員	山下 幸生	水道課長	山下 弘文
副 町 長	藤田 心作	産業振興課長	作野 和幸
総 務 課 長	西岡 一義	建設課長	北村 晴紀
防災環境課長	中西 章	会計管理者兼出納室長	中井 均
まちづくり推進課長	山下 喜市	教育委員会教育長	中西 正典
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会事務局長	中川美知彦
住民生活課長	中井 宏明		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	倉田 晃旗
書 記	阪口 昇吾	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 11番 中森 慰 議員
 2. 4番 長谷川多一 議員
 3. 2番 大野 原徳 議員
 4. 5番 貞森 義和 議員
 5. 6番 若宮 淳也 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第35号～議案第53号）
- 日程第4 採決（議案第35号～議案第53号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第4号～発議第7号）

追加日程第3 質疑（発議第4号～発議第7号）

追加日程第4 討論（発議第4号～発議第7号）

追加日程第5 採決（発議第4号～発議第7号）

追加日程第6 議案の上程（議案第54号）

追加日程第7 提出理由の説明（議案第54号）

追加日程第8 質疑、採決（議案第54号）

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

日程第6 議員派遣の件について

上程議案

議案第35号 令和元年度 度会町一般会計補正予算（第2号）

議案第36号 令和元年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和元年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和元年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和元年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和元年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 令和元年度 度会町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成30年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第43号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 平成30年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 平成30年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成30年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について

議案第49号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 度会町税条例等の一部を改正する条例について

議案第51号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 議案第53号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 報告第4号 平成30年度 度会町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 請願第4号 防災対策の充実を求める請願
- 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時10分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和元年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

11番 中森慰議員。

《11番 中森 慰 議員》

○11番(中森 慰) おはようございます。きのうの夜から大変涼しくなりまして、今朝は本当にすがすがしい朝でございました。

しかし、日本の各地で、本当に自然災害、また思わぬ事故で被害にあわれた皆様には、本当に心よりお見舞いを申し上げます。

本当に、一日でも早く復旧・復興がされますことを、心よりお祈りをいたす次第でございます。

さて、ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、通告させていただいた2点につき質問をさせていただきます。

平成14年、この場所に役場庁舎が、皆さんが移転して、その旧庁舎の跡に、平成17年に完成した建物で地域交流センター、その中で児童館です。放課後児童クラブというのが実施されております。

私も、勉強不足であれでございましたけど、放課後児童クラブとか、学童保育とか、いろいろ申しますが、正式名は放課後児童健全育成事業というそうでございます。

そのような中で、あえて、私はもう児童クラブと申し上げますけども、小学校1年生から3年生までを対象に実施していただいております。これは本当に子育て支援で、大変素晴らしいことだと評価をいたします。

その1年生から3年生という根拠としては、当時の児童福祉法6条の3第2項というところに、当時は、おおむね10歳未満の児童ということで、10歳未満ということで、恐らく3年生までということにされたんだと思います。詳しく読んでいくと、別に4年生、5年生、6年も対象にしても構わんというようなことが書いてございます。

しかし、この児童福祉法が改正をされまして、小学校に就学している児童というふうに表現が変わりました。小学校に就学している児童ということでしたら、1年から6年生までを対象にしていくのが筋ではないか。いろいろ調べていきますと、平成17年4月に開校した当時、受け入れの対象児童というのに、これは広報わたらいの中で、小学校1年から3年生の児童、定員利用、余裕があれば4年生以上も受け付けますというのが書かれております。

本当は、児童福祉法が改正されたということに、厚労省から各自治体にその通告が来ているはずなんです。来ていて、度会町の総合計画にもざっと通告書にも書かせていただいたとおりに、地域交流センターで実施されている放課後児童クラブの対象学年、現在3年生を6年生までに改正するというような意味合いのことも書いてございます。

今のところ、それが実施されるような方向には進んでいないと思いますので、4年生以上に枠を広げれば、いろんなハードルも出てくると思います。床面積の問題とか、いろいろな問題も出てこようと思いますが、担当課においては、アンケートもとっていただいております。確かに、4年生から上になると利用したいという保護者の人は減ります。それは、授業時間も長くなるとか、もう4年、5年、6年になると、十分自分で帰ってもう遊べるとかいうような、いろいろ要因もあろうかと思いますが、ただ、利用をしたいという人もお見えです。

今後、この地域交流センターで、4年生以上の対象をどのように検討していくの

か。まず、一つお伺いをいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

既に御承知のとおり、放課後児童クラブは、小学校の空き教室や児童館などで、共働き家庭等の児童に放課後等の適切な遊びや生活の場など、安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としており、御質問のとおり、先の児童福祉法の改正により対象となる児童がおおむね10歳未満から小学校に就学している児童、すなわち高学年までの受け入れが可能とされました。

また、平成26年に国が策定いたしました放課後子ども総合プランにおいては、今年度までに約30万人分の施設整備などをするとした目標が掲げられ、その後、順調に達成されたことから、さらに、5年間で同規模の受け皿整備を図るとともに、文部科学省が所管する放課後子ども教室との一体型の促進や学校施設の徹底的な活用などを目標として掲げる新・放課後子ども総合プランが、このほど策定され進められているところでございます。

本町においては、平成17年4月から度会町地域交流センターにおいて、度会町放課後児童クラブの運営を開始し、現在では、兼務を含む5名の児童指導員体制において、登録者数77名のうち1日当たりの平均利用者数が20名程度で、延べ利用者数としては年間5,000人を超える低学年児童を受け入れ、児童の健全育成に取り組んでいる状況にあります。

議員御提案の対象年齢の拡大につきましては、子育て支援という観点からも、町としましても可能な限り対応していきたいと考えておりますが、一人当たりの専用区画面積が1.65平方メートル以上という国の基準もございまして、新たに登録をする高学年の利用希望者数によっては、現在の地域交流センターでの事業ができなくなる可能性もあり、また、児童指導員の確保や民間学習塾の預かり施設等への影響など、実現に当たってのさまざまな調査や事前調整等が必要と思われれます。

今後におきましては、利用者ニーズと学校児童数の推移をしっかりと見きわめ、小学校の空き教室を含めた他の公共施設の利活用を視野に入れた検討を、教育委員会などの関係部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、地域の皆様方や議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして、中森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 中森議員。

○11番（中森 勲） 答弁の中で、次に聞こうかなというのが、ふわっと話も出てまいりましたけども、今のお話を聞かさせていただいて、今なかなか実施に踏み切れないというような事由の中に、これは私も調べたけども、その児童の一人に対

する床面積、町長1.65、これがあるわけです。

しかし、これを調べていくと、児童一人につき1.65以上と定められておるんですけども、毅然の事業については、5年以内にこれをクリアせえというのが、ちゃんと書いてあるんです。一気に4年生から6年生せんでもええと思うんです。4年生だけを対象にやると。これは、当然、町長言われたように、今、ハードルがたくさんあります。この指導員の問題とか、いろいろな問題たくさん出てくると思います。

そこら辺を、よく調べて、厚労省も放課後児童健全育成事業の実施において、4年生以上の児童の積極的な受け入れについて配慮をするように通知したとあるんですから、やっぱり国からのそういうのがあったら、町長の言われる子供が輝くまちづくり、住み続けたいくなるようなまちづくり、そのような子育て支援というのは、本当に充実していくべきで、これはもう本当に前向きに検討していただきたい。当然、言われるように、あそこの建物で児童がふえたら1.65を切る可能性もあります。ですが、その5年とかいうのがあって、一ついろいろ考える。この後、教育長に空き教室の質問をしますけど、そこら辺も、また及ぶと思いますんで、最初の質問はよくわかりました。今後、十分それを検討してやっていただきたい。5年間という、6年生までせんでも、4年生だけでもできるという、一つそういうのは頭に入れていただきたいなど、そういうことで、これは答弁はよろしいですけども、そういうことで、一つ前向きに取り組んでいただきたいなど、最後に申し上げます。

続きまして、2点目ということで、今、町長の答弁にも学校の空き教室とか、いろいろな問題出ました。こちらへも関係してこようかと思えますけれども、さっき言われた総合プランにこういうのが実施されていくというような中で、この6次総合計画の中にも、教育環境の整備の中、児童・生徒数の推移を踏まえ、計画的な設備と空き教室の有効活用を図りますと。

当然、今、平成20年です。四つの小学校を、一部の学校で児童数の減少で統合していかないかんというような話の中で、初めは、2段階的に統合をしていこうということで進んでおりました。そうすると、新しい建物を建てんでもいけるやないのという話でしたが、いろいろ学校とか、保護者の人の意見も聞いて、これを一気にしたわけです。

そのときの統合時の生徒数が547人、18プラス、当然もう教室が足らるので、建物を建てました。現在410人で、137人で16教室、2教室余ってきております。そのような現状で、教育長の答弁聞いてから、次のことに移りますけども、いろいろそういう現状を考えたら、総合計画ですることがうたってあるのが、当然、そういう議論がなされとったんかどうか。まず、教育長そこらの答弁のほど、よろしく願います。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） おはようございます。

小学校の施設整備と空き教室について、中森議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブの対象年齢等につきましては、町長より今、御回答をさせていただいたところですので、私のほうは、今、中森議員さんからの御質問の小学校の計画的な施設整備と、空き教室の有効活用等につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、小学校の教室の現状についてでございますが、例えば、図書室、保健室、理科室、家庭科室等特別教室を除く、いわゆる普通教室につきましては、本館棟1階が3、2階が4、3階が6の計13教室、別館棟は1階が3、2階が3、計6、合わせて19教室というのが、今、現状の教室となっております。

そして、現在の学級数は、いわゆる専用教室を使用する特別支援学級を除くと1年から6年まで16学級ですので、常時使用している教室は16、ということは、3教室が、いわゆる目的別の活用教室となっております。

では、この16学級教室以外の3教室の使用内容ですけれども、少人数指導、現在、小学校では習熟度別学習をやっておりまして、1学級をコース別に二つに、わけて使用しております。つまり教室は1学級2教室を使用するというような少人数指導のために2教室で、心の相談室として1教室を使用しております。

次に、今後の入学児童の見込み数でございますけれども、令和2年度、いわゆる次年度入学の子供たちですが、その次年度から昨年度末までの児童出生数は、数値の増減はございますけれども、いずれも40人以上となっております。

児童・生徒の学級編制というのは、法令によりまして、1学級40人となっておりますので、出生数が確定している令和7年度までは、現在の1学年2学級規模の学校が維持されると思われまます。

なお、学級減に伴う空き教室でございますけれども、先ほども申しましたように、40人学級解消のための加配教員の配置による学級増、そして、今、申しました少人数指導のための学習室など、必要不可欠な教室としての使用が、今後も見込まれておりますので、当面は空き教室は出ないと考えております。

しかし、少子化の影響から、今後の入学児童の減少は避けられないと思っておりますので、国の定める1学年40人に満たない入学児童数になった場合、随時、空き教室が出てくると考えられます。

議員御指摘の第6次度会町総合計画後期基本計画の教育環境の整備に、児童・生徒数の推移を踏まえた計画的な施設整備と、空き教室等の有効活用についてでございますけれども、とりわけ小学校統合時に増設した別棟教室の放課後児童クラブとしての活用も含めまして、今後の学校児童数の推移を見ながら、継続して検討して

いくべき課題と、十分、認識をしているところでございます。

次代を担う子供たちの居場所づくりを含めまして、学校施設の活用のために、関係部局と連携を図りながら、今後も取り組んでいきたいと願っております。

どうか、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、中森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 中森議員。

○11番（中森 慰） 今の答弁で、来年から40人以上ということでお答えいただきましたけど、私のちょっと一応、聞かさせていただいた人数、これは本当に、本当に度会町の人口がふえて、子供がふえて、教室があいてこないというのが、もう最善の一番うれしいことでもあります。それにいってくれるのが、もう望むところでございますけれども、数字だけで、私も資料として、ここにはないので申し上げますけれども、令和2年、来年52人です。これは教育委員会へいってお伺いをしてきました。3年が58名、4年が60人、もうその先まで、ちょっとくどいのでやめましてけど、これは、今は教育長の答弁でいくと、2クラスです。逆に、今度は卒業する人の、児童と6年生が3クラス、5年生が3クラス、4年生が3クラス、3年先を考えると、3クラスあいてくるというのが、これは引き算だけでいくとそうなりません。

そういうのが、もう現実的に数字では出てきているんで、もうちょっと踏み込んだ議論をしておかないと、当然、そのほかになったときには困るとというのが、当然です。

先ほど、町長から答弁いただいた「新・放課後子ども総合プラン」、こういうのができております。これは、平成30年9月に制定した。ことしから実施しているということで、これに関して、厚労省と文科省が連携で、ちゃんと2省からきとるわけです。

これでいくと、この今、教育長は特別教室はといわれたけども、特に、今、学校でそういう放課後児童クラブなんかやるんでは、児童がこの移動をせずに安全に過ごせる場所であることから、極力学校へいきなさい。その中では、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や、放課後等に一時使われていない教室。特に、特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしておりますとあるわけです。

特別教室は使っているから使いませんというんやなしに、もう一步踏み込んで議論をしていただきたいと。

そこで、この通知文章の中には、当然、一般の人が町が、首長が一番決裁権持つてはいけると思うんですけども、首長部局と教育委員会というのは、ちょっと一つの離れたところに・・・これにもちゃんと首長部局と教育委員会が協定をちゃんと結びなさいと。そういうひな形も来とるわけです。

ですから、ただ、確かに教育長言われたように、今、空き教室に関しては、大変有効的に少人数にして、わからない子なんかは、特に集中して教えていただいているように、教室を使っているという状況は、これは大変ありがたいということで、今後、先、何年か先を踏まえて、ここでやるというふうな、それは不可能です。

もう町長、前回の定例会でも話しました。次の総合計画です。こういう中身は、もっと踏み込んだ計画を入れていただきたいと思います。

そして、できたら児童クラブを、児童クラブというか、学童保育を学校へ持っていったら、あの地域交流センターがあいてくると。もし、住民のよく標榜の声の中にあるのに、図書館つくってほしいとかいろいろあるんです。

だけど、度会町にはなかなか図書館というのは不可能やと思うんです。

けども、中央公民館にある図書室、確かにあります。書籍の数は限られております。ちょっと暗がりいです。でしたら、交流センターがその学童保育が学校のほうへいったらあいてくると。本当は、今の学童保育の図書室をもっと充実して、一般の住民も日ごろ使えるような図書室にして、そうすると、図書室のほうへいくとともに、両側に部屋があります。あれを十分、静かに読書をしていただける場所とか、夏休みに子供が勉強する場所に活用できるのではないかと。

それと、今、ゼロ歳児ですか。ひよこクラブというのかな。この子育ての支援をしていただいて、それは東側の部屋で十分できるのではないかと。町の中にある既存の建物で、本当に住民にサービスできる最高の方向に、知恵を絞って、よく言われる創意と工夫ですけれども、お金をなるべくかけずに住民の人が満足していただけるような計画を考えていただきたいと思います。これは私はそう考えて、それをお願いしたい。これは、町長さんも、教育長さんもちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、中森議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

地域交流センター、今の現場です。私、初めて議員になったときに、今、大野さんおられますが、大野さんのお父さんが町長のとときにあれが建ったわけです。あのとき、子供児童館とか、図書館とか、いろいろ施策も入れて、いろいろちよつともめたことも覚えておりますが、それが落ちついて児童館、地域交流センターになったという経緯がございます。

空き教室の現状などにつきましては、先ほど教育長からの答弁のとおり、有効活用可能な空き教室の確保は、現時点においては、今は厳しい状況にあります。

しかしながら、将来における基本的な方向性に対する中森議員さんの考え方には、私も同調をいたしますので、放課後の安心・安全な遊び場の提供はもとより、児童

のワンランク上の学習支援という観点からも、先ほど申し上げました諸課題等の調整を教育委員会と連携しながら進めるとともに、本年度、本格的な審議に入ります第7次度会町総合計画において、そこに見合った方向性をお示しをいたしたいと考えております。

児童館を図書室に、いろいろな法令的な問題もございます。いろいろ調べてみたいと思いますので、また、有識者の方々からも御助言をいただきながら、検討をしてみたいと思いますので、引き続き、御理解と御協力のほどを、よろしくお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 中森議員さんの御質問でございますが、今、町長申しましたように、私も全く中森議員さんの御指摘のとおりであると思っております。

学校の施設の有効活用というよりは、子供たちの居場所をつくることによって、よりよい子育て環境のいいまちづくり、これはもう町の命題であると、私も認識しております。

ただ、福祉関係と申しますか、そういう子供たちを見る部署と、我々教育委員会というのは、どうしても我々のほうも役割というものがございまして、義務教育機関としての学校の本来の果たすべき役割というのを十分に踏まえまして、先進地や三重県の動向を見ながら、本町の実情に合った学校施設の有効活用も含めて、教育機関としての役割を十分踏まえた上で、学校の施設の有効活用を検討してみたいと思います。例えば、国のいいます就学児童の生活の場としての放課後児童クラブと、あるいは、学習、体験活動の場としての放課後子ども教室と、この両者の一体型、そういったことも含めて、今後、関係部局と連携を密にしながら検討を進めてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 中森議員。

○11番（中森 慰） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

確かに、地域交流センターとして建てた建物でありますので、町長、言われたように、それを変えていくにはハードルというのは、もうたくさんあると思うんです。当然で、学校をそういう学童保育に使うときも、これもまたいろいろなハードルが出てこようかと。

私も調べた限り、一つの例とすると、その学校の中で、それを実施するときに、児童クラブの指導員を先生と呼ばさないというようなことを決めて実施しておる自治体もあるみたいです。確かに、学校教育と、その児童クラブとは違うものですんで、そのいろいろ先生と、そういう指導員とのいろいろな問題も出てこようかと。それ

でもう当然、クリアせないかんハードルは、もうたくさん、これを第7次総合計画にもっと前向きに、大変すばらしい御答弁をいただきましたので、取り組んでいただいて、教育長も言われたように、まちづくり、本当に住民が納得してくれるようなまちづくりのために、どうぞ、首長部局と教育委員会としっかり協議をしていただいて、本当に町長のスローガンであります「子供が輝くまちづくり」とか、「住み続けたいくなるまちづくり」。本当に住民の人が納得していただけるようなまちづくりに方向を、第7次総合計画の中には組み入れていただきたいということを、もう切にお願いをいたしまして、もう答弁はよろしゅうございますので、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、中森慰議員の質問を終わります。

続きまして、4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） 私の質問を、通告書にも書かせていただきましたように、害獣の防止策の追加についてなんです、若干、現在の状況等も含めて御説明申し上げながら、御質問を申し上げたいと思っております。

まず最初に、当町におきましては、害獣防止策について、過去何年も助成を出していただいた結果です。かなり効果を上げながらほぼ害獣防止柵の設置は終わってきてるんじゃないかなというように考えております。

また、ことしも追加で機能向上柵だとか、今まで認めていただいていたものまでお認めいただいて、私どもの地域では、ことしもかなりの設置を行うということになっておりまして、かなりそういう意味では、効果をかなり発揮しているんじゃないかと考えております。

ただ、残念ながら、別添のグラフなり、表も見ていただきたいわけですが、ことしになってといいますか。急に、獣害、特に、イノシシがふえているというように感じます。特に、私の地域では、昨年と比べて約4倍ほど前期だけで見ますと、4倍ほど、去年の前期が8頭に対しまして、ことしは既に31頭捕獲してるというような状況で、急激にふえてきております。

また、田んぼでも、早いうちから、今の柵設置してあるところをもぐり込んで、田んぼの中に入って、しかも、その時期は稲を荒らすというには、あぜを崩しまして、これはミミズをとると思うんですけども、あぜをあちこち崩して、かなり耕作者が苦勞をしたという経過がございます。

そういう中で、ここに書いてございませぬが、イノシシに対しては、現在の防止柵は、イノシシ用も設置になっているんですが、やはりイノシシは下を掘ったり、今の柵ではかなり侵入を許してる状況にあらうかと考えています。

農家の方、町民の方は、それに対して古いトタン等をあちこち探してきて、いわ

ゆるイノシシは遮へい板をあてると、侵入の防止できるというように、かなり効果が上がっているようでございまして、それを行っているわけですが、ただ、残念ながら、皆さん御存じのとおり、今の耕作状況からいきますと、私の地域でも3割強が既に耕作をやめました。委託をしているということになっておるわけですが、まだ、これは来年もふえるというように聞いておりますが、その委託されてる生産者じゃなくて、土地の所有者、田んぼの所有者が、この害獣防止対策を行わないと、受託者のほうである、今の私どもでいうと、一之瀬農業さんとかが受けてみえるわけですが、やはりそこまでの手が回らない。費用も回らないということで、害獣防止については頼まれる、田んぼをもっている方がやってということになっています。過去はそうやって進めています。

ただ、今、最近になって、この頼んでいる農家も代がかわってきておりまして、昔の田んぼをつくってみえた農家さんでしたら、やはり田んぼを荒らしてはいかんという気持ちが強いものですから、何とかしようということで、今までの対処もやってきてくれたわけですが、ここにきて、やはり代がかわって、田んぼもつくっていない。今までつくった経験もない。ただ、田んぼをもってる。その田んぼも人に預けてるといふところは、小作料といいますか。その辺もほとんどない中で、費用だけがかかっている。それならもう荒らしたたらええやないかということで、柵に対しても、その対策もやらない、ほっとけというようなところが、ちょこちょこ出てきています。

これがまだ、これらの状況、傾向が進むんじゃないかと思っております、私としては、今から申し上げます対策についても、そういう田んぼを荒らしたらいかんという意識のある代ごのときに、そういう方がみえるときにやっとなないと、もうこれがもう少し進むと、ほとんど若い人たちといっても、もう40代から40代の後半ぐらいまでが、そういう意識がもうかなり見えるわけですが、もういいわ、田んぼはと、米買うたほうが安いやないかというような気になってきているのが、多々見られます。

そういう中で、本題に戻りますが、先ほど申し上げたイノシシが急激にふえてきている。それに対して、経験でやってるわけですが、古いトタン等をあてることによって、要は、向こうが見えなくすることによって、イノシシの侵入はほとんど防止できているという実態がございしますので、ただ、害獣防止柵というのは、御存じのとおり、広域で張りますので、被害の受けた田んぼだけ、入ったところだけ張っても、その年は防げるんですが、イノシシというのは、すぐに横に移りますので、隣へ移ってあいてるところから入るということで、やるとすれば、そのエリア一帯をイノシシが入らないようにしないと、効果が薄いなというようなところがございますので、できれば、方策はいろいろとあるのだと思います。メッシュをまげて、折

り曲げて、下に入れて来れないようにするのも、一つの方策かと思えますし、いろんな方策はあろうかと思えますが、現在、私が素人ながら考えたのは、今、ここに書いてございますように、地上50センチぐらいのパネルを、どんなパネルでも別にいいんですが、いわゆる向こうが見えないように、今の既存の防止柵に設置できれば、かなりイノシシの侵入は防止できるんじゃないかなというように考えています。それが私の質問の趣旨でございます。

それに対して、町のほうとして、どうお考えいただくかという趣旨でございますが、蛇足でございますが、ただ、ことしふえたのが素人考えですが、急激にふえています。私のところの地域でも急激にふえていますし、聞いていますと、川口地区とか、あの辺でも結構ひどいと、何回も対策でやってるという方も、私もお話聞いていますので、一つは、これは嫌みでも何でもありませんが、ふえた要因として、素人なんですけど、いわゆる風車、風力発電に加えて、現在、工事が進んでいます太陽光発電がありますけども、あれについては、かなりの広域に、クガキを切っていますので、いわゆる鹿、イノシシ等の、いわゆる生息区域が、エリアが変わってるんじゃないかなと、それによって、ほかの地域でふえてるんじゃないのかなという気もしております、そういうことをおっしゃる町民の方も聞きますので、その辺も含めて、これについては責任をとってくれとか、何とかいうことじゃなくて、いわゆる太陽光発電等についての許可もおろした経過もございまして、その辺も加味していただいて、何とか、今のうちにイノシシ対策をやっていただければ、かなりの町民が助かるんじゃないか。

また、私としては、これをこのまま放置して、農地が荒れてくるのが、一番嫌ですので、ここにある耕作地域、柵の中でぼこっと荒れているところが、もう既に脇出地域では見られます。もう何にもつくられない。せつかく外柵とか張ってあるのに、そのまん中でつくっていないというようなところも見受けられますので、これがどんどんふえてきたら、もうどうしようもないなという気もいたしまして、改めて申し上げますけども、そういう意識を持って見える田持ちの方が、見える間に、何とか侵入防止柵を講じていただければ、幸いかなと考えております。

私の質問で、町長のお考えをお聞かせいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

当町の鳥獣被害侵入防止柵につきましては、平成21年度から助成を初めて、平成31年3月末現在で、町内17地区、延べ約80キロメートルが設置されている状況であります。

議員さんがおっしゃるとおり、イノシシの侵入防止対策としては、地上50センチ

程度のパネルを設置することで、かなりの効果を発揮することが実証されているのは確かであります。

しかしながら、既に設置済みの防止柵のメーカーに確認をしたところ、強度設計上、柵にパネルを設置すると台風の風害や、また、水害等を受けて柵が変形してしまう可能性があることから、推奨をしないというような見解をいただいております。

また、近年のイノシシの侵入防止対策として、防止柵の下部に掘り起こし防止のための補強パイプを設置し、対策を行っているところもございます。

また、鳥獣被害を防止するためには、防止柵を設置するのも有効ではあります。

しかし、設置したら終わりではなくて、それを常時見回って点検をすることも肝要であると思いますが、そもそも大もとの鳥獣を減らすこと、防止柵をしても、その入ってこないだけで、どこかへイノシシはいくわけなんで、それを減らさんとうにもならないと思われまので、今定例会に駆除鳥獣処分等の負担に配慮したことに伴う駆除単価の引き上げ、また、駆除頭数の追加を行うため、有害鳥獣駆除報償費を追加計上していることを申し添え、長谷川議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。今おっしゃられたとおり、私ももとを絶つというのが大事だと思っておりますし、ことしの、今回の補正予算で補数増と、単価を引き上げていただいて、おります。それについては、たいへんうれしく思っております。

それから、ただ、今おっしゃられましたように、確かにパネルがいいとは、私も絶対とは思いません。

ただ、既にトタンをあてているところが、かなりふえておりますし、町内でもほかを見ても、やっぱりトタンを張ってみえるのが、もう古いトタンです。

町長がおっしゃられましたように、その強度の問題は、私もちょっと素人でわからないんですが、ただ、水害については、乗るときは、去年、一昨年台風で、私どもも何キロも倒れて助けていただいて建てかえたわけですが、やはりそのときは、もう既に、パネルがあろうと、なかろうと、それはもう水は問題ないだろうと。問題ないというよりも、それは倒れるときは倒れちゃいますので、それよりも、確かにおっしゃられるように、風等の風害がどこまで持ちこたえられるか、効くのかということはあるかと思えます。

ですから、町長おっしゃられましたように、もう一つ、パイプが、現在のパネル、いわゆる鹿、イノシシ対策のパネルの補強パイプは、7ミリパイプだと思うんです。7ミリかな、・・・ないと思うんです。

既に、そこはことしも見たんですが、イノシシがちょっと牙なんかでぷっと上げ

ると、ごそっと、もう一回入って、そこから入っていくと。

ただ、私もメーカーに、若干、見てきたんですが17ミリとか、22ミリというハツ町のパイプがあるんですけども、17ミリ、22ミリを連結させて、長期に張れば、かなり効果がありますよというのは、確かに聞いたことがあります。

それと、もう一つは、ワイヤーメッシュを下部に掘ってくっつける、補強するという、いわゆる柵に乗って、地面に30センチと聞きましたけど、30センチ張らしてもらおうと、イノシシというのは掘らない。掘って入らないというのは聞いているんですが、ただ、どれがいいとか、そういうことを、私もこれとは申し上げにくいし、また、一長一短があるかと思えます。単価の問題、それから下草を刈るときの問題とか。その辺があるかと思えますけども、いずれにしても、そのまませっかく設置した害獣柵、これが地下には非常に効果がありますし、電柵張ってればサルにも効果がある。そこまではいいんですが、やっぱりイノシシについては、余り下から潜られるということなので、せっかくここまで80キロからもやっていただいたということですので、それほど効果の、もう希望者があるかもどうかもわからないんですけども、私どもの地域では、かなり有効だということがありますので、何らかの方策で・・・物も含めて施策を講じていただけたら幸いかなと思っておりますので、それについては、御検討をいただけるかどうかだけ、御回答をいただきたいと思いました。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 検討いたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） 検討をいただけるという御回答をいただきましたので、私の質問につきましては、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きまして、2番 大野原徳議員。

《2番 大野 原徳 議員》

○2番（大野 原徳） おはようございます。よろしく申し上げます。

宮リバー度会パークを取り巻く周辺施設の立地についてということで、お願いいたします。

今、既にすばらしい宮リバー度会パーク、春には花見、夏は流水プール鏡、また、パターゴルフ、テニス、ウォーキングコース、遊具施設の充実により知名度の向上もしています。

一年を通して、町内外よりお子様から年配の方々までたくさんの方が訪れています。

しかし、たくさんの方がお見えになっていますが、まず、食べるところが少ない。

それと土産物が少ないという声をよく聞きます。

さらに、残念なことにお金があれば、有名な観光地に行くけれども、財布が厳しいときはコンビニでおにぎり買って宮リバー、とお子様連れの方々が口をそろえて言っていたのはありがたいやら、悲しいやら、ショックでした。

やはりプール、バザールわたらいの隣接地を確保した上、商業施設を建設することにより、集客の増加を図り、まちの活性化と雇用につなげたいと考えます。

さらに、施設をふやすことで、例えば伊勢志摩の観光客が帰り際、サニーロードを利用して、南伊勢町周りで宮リバー度会パークでお土産を買って、玉城インターから帰っていくルートづくりを視野に力を入れていくべきだと考えます。

一朝一夕でできる事業ではありません。長期計画として、例えば、建設委員会を立ち上げていただき、官民商工会とも連携し、第三セクターでの運営を考えますが、町として考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

宮リバー度会パークは平成の初めごろ、先輩方が来る21世紀を展望した度会町の顔をつくりたいとの思いから、宮川と親しめる河川公園の計画設計を行い、ふるさと創生一億円等を活用し、平成4年度から用地の取得を行い、3年の歳月をかけて、平成7年にオープンをいたしました。

翌年、平成8年には遊水プール鏡の完成披露と合わせて開催した宮リバー度会パーク春まつりは、御承知のとおり、毎年好況を博す町の一大イベントとなっております。

以降、平成10年には、バザールわたらいのオープン、平成24年には子供広場の完成等、種々グレードアップを図りながら、芝生広場を中心に商工会の夏まつりや、3町でのサニー市などが開催される、まさしく度会町の顔として、皆様方に親しまれております。

御質問の商業施設の建設ですが、隣接する町道には飲食物販の店舗ができておりますし、こういった民間の力をお借りしながら、土産物や新たな特産品が幾つも芽生え、これらが熟成したときに、核となる施設が必要であるならば、皆様にも様々な知恵をおかりして、町としても協力できることがあれば前向きに検討してまいりたいと思います。

議員の言われる公園隣接地の確保については、そういった建屋ありきだけではなく、公園全体を俯瞰したときに、集落内道路等の周遊計画を含めたインフラの活用もあわせて検討していくことが必要があると考えております。

いずれにいたしましても、宮リバー度会パークは、町の中核をなす施設でございますので、町の活性化やその活用についても御助言賜りますようお願いをいたしま

す。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 2011年、山々の緑、清らかな川の流れ、澄んだ空気、こんな自然あふれる三重県度会町で一生を暮らしたいという思いで、地元異業種7名で、度会町活性化のためにプロジェクトを立ち上げました。

しかしながら、伊勢志摩には観光客が集まるが、度会町は過疎化が進む一方である。

そこで、伊勢志摩を訪れる観光客をどうしたら、この度会町に来ていただけるのかという思いで、その翌年、わたら村有限責任事業組合を設立し、いろいろな活動をしてきました。何か人をひきつける商品開発、また、その商品を売る場所、せっかくこんなにすばらしい公園があるのに、この宮リバー度会パークを生かし、新しい商業施設を設けてほしいと、当時、町側に嘆願し、自分たちの思いを伝え、実現に向けて構想を練っていましたが、諸般の事情もあってか、着手にまでは至りませんでした。

しかし、最近の宮リバー度会パークの利用者がせっかく増加傾向にある中、さらに、施設の充実を図り、町の活性化につなげていきたいと考えます。財政的な負担がかかる事業にはなりますが、ぜひ検討をしていただきたいと考えます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 商工会の青年部を初め、有志の皆さんが、地域活性化に取り組んでいることは承知をいたしております。行政主導でなく、こういった皆さんの力や周りから声を上げていただくことこそが、本当の意味でのまちづくりであろうというふうに思っております。

施設をつくる、それに対してはお金もかかります。いろんなことで皆さんが声を上げていただくことで、この行政も前向きに進められると思いますので、どんどん意見を、声を出していただきたいと思います。それが、町の活性化につながっていければと思います。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 確かに、お金のかかる事業ではありますけども、やり方次第では、家賃制度をとるとか、いろいろな方法がありますと思いますので、ぜひとも、町のほうも真剣に考えていただきたいと思います。

私からは、きょうは以上です。よろしく申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（10時7分休憩）

(10時19分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 前回、質問をちょっとさせていただきました貞森でございます。

まず、町長にお伺いしたいんです。

先ほどの宮リバーのことで、大野議員や町長さんの答弁ありましたが、なかなかいい公園です。ようつくってくれたと、私は思います。その公園の中に、私が一つ疑問に思うのが、ヘリコプターの問題です。迷彩色を施したヘリコプターがどういうつもりで置かれたのか。経緯やそんなんは私はわかりませんが、あれは要らないんじゃないかと、私は思うんです。

そんな意味で、町長さんにあの迷彩色のヘリコプターが、あの公園に必要でしょうかと、できたら撤去していただきたいというのが、私の質問の第一でございます。答弁をお願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんへの質問にお答えをいたします。

近年、全国各地で発生しております地震、風水害時には、自衛隊の活動は必要不可欠なものとなっており、自衛隊の力なしに災害対応、また、復興はできないと言っても過言ではありません。

現に、東日本大震災、また、西日本豪雨災害、数ある大災害に対応する自衛隊の活躍は、新聞やテレビで多く取り上げられております。また、度会町におきましても、平成14年度に発災した火打石地内の山林火災時には、多大な支援をいただいております。近年では総合防災訓練や孤立地区避難訓練等につきましても、御協力をいただき、町の防災力向上に大きく貢献をしていただいております。

宮リバー度会パークへの自衛隊ヘリコプター設置は、公園利用者に自由に見学してもらうことで、自衛隊に対する理解を深め、隊員募集の支援、また防災上の協力を図ることを目的としております。

町では、平成13年度から公園芝生広場に設置することで、公園を利用する家族や保育所、小学校の遠足で実物を見ていただき、また過去には、春まつりなど各種イベントで体験搭乗などを実施し、目的にかなうよう努めてまいりました。

設置につきましては、賛否がわかれるということは重々承知をしておりますが、冒頭に述べました状況を鑑み、設置を継続することで、自衛隊との協力関係がより一層強化され、今後の防災体制が充実されることを、御理解いただきますよう、お願いしまして、貞森議員さんからの質問への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 私は、あれは防災ヘリコプターと思っておりません。あれは軍事用、または軍事訓練用のヘリコプターだと思っておるんです。それが、たまたま今、災害時に使っていたりしておりますけども、日本は平和憲法というのを持っとるんです。今はどういう裁判であっても、どういう法律であっても、憲法に違反していないかどうかというのが、今の日本の判断の基準でございます。ですから、防災教育をするために、あれを置いたというのは、私はちょっと間違いだと思っておりますけども、あれは平和憲法から言ったら、私は外れとるから、できたら外してほしいという、そういう見解なんです。それはもう考え方の違いで、こんなあるかわかりませんが自衛隊は基地というたら、私は憲法は違反して、これは違反しておると思っております。

ただ、こんなことを今言うても仕方がないので、昔、日本が戦後手も足も出なかったころに、アメリカに言われて、私の知っとる人も警察予備隊というので、格好いい服着てやってきて、戦争負けたのにええ格好しとんなど思ったことありましたけど、あれは本当はアメリカにごまかされたものであります。

ですから、あのヘリコプターの迷彩色がなければいいんですけど、自衛隊のあの訓練用あるいは戦闘用のヘリコプターですから、あれはもう行く行く、ぜひぜひなくしていく方向で、これからも検討してほしいし、また、発言させていただきたいと思っております。

過日、町長と知事さんの1対1の対話がございました。あのとき知事さんはいいいこと言いましたが、小さいころに、川遊びをしたり、星を見せたりすることはいいことだと、そのとおりです。小さいときに美しいものを見ておく。いいものを見せておく。そして、子供たちが健全に育つと思っております。私、毎朝子供さんがうちの前を通過して、停留所ですので、子供さん見させてもらいますが、その子らが本当に素直に育つためには、いいものを見せてやらないかと思っております。今わからなくても、親は責任としていいものを見せる、美しいものを見せる、そんなのが今、役割です。ですので、もうこんなもん子供にも少々間違おうとも見せとけやとかなくてそれはいかんと思っておりますので、そういう意味で、私はちょっと町長さんとは見解が違いますけども、あのヘリコプターは軍用機やと思っておりますので、将来、また考えていただきたいと思います。それが一つ目です。

それから、それに関して、今、自衛隊の話もありましたが、度会町は、自衛隊の、早う言ったらカコつきですけども、適格者名簿というのを防衛庁、自衛隊へ送っております。これはこの間調べてもらいましたら、全国で6割の自治体が、それはやっていないと、やっとなるのが4割だと。度会町は4割の中に入っとるわけです。

それで、自衛隊へいく人を進めるようなことは、私が知らないうちに、私の名簿

が自衛隊知つとると、これ何なんやと、自衛隊からあんた自衛隊へ来ませんかという手紙来た。誰がこんな住所を教えたんやという、そんなことを、今、度会町の役場はやっております。それを近隣の明和町から南がやっとなるからやっとなるんやという、そういう感覚だと思うんです。私らもそうです。近隣と比べてやるんですけども、その近隣が、今、間違っとなるんです。6割はやっていないんです。1,700自治体があるそうです、おおよそ。そのうちの6割はやっていない。4割が自衛隊へ名簿を出しとると、そんな度会町であれを災害援助のヘリコプターだからという、そういう発想は間違っとなると思うんです。ですから、また、これから勉強も、皆さんしていただいて、あれは軍事用であるということで、今後撤去を考えてもらいたい。私はもうすぐにでもなくしてほしいんです。

この前、南勢地区で母親大会がありました。私は年金者組合という組織に入っていますので、母親大会、男ですけど出させてもらいました。そしたら、その中の参加者の方が討論の中で、宮リバーで食事をしたと、ああおいしかったと思って、ぱっと川のほう、景色ええとこを見たらあのヘリコプターがあった。これ何これと、気色の悪いというんで、もう私は宮リバーで食事はいたしませんという意見やったので、おいおいそこまで言うなど、私はそのころ議員になるという気もなかったので、よし、おれどこかでいったらという気はありませんでしたけど、誰かにこれを伝えないかなと思っとなったことでしたので、ささいなことやと思わずに、子供たちを健やかに育てるためには、きれいなものを見せていく、美しいものを見せていく。今はわからなくても、美しいものを見せていくと、将来また親になったときに、一緒のことをします。私、子供ら連れて行って、そのように思いました。美術館に連れていきます。こんな見えたねというんです、子供らは。そやけど、自分が結婚するときや、子供できると、必ず連れていくんです。ですから、それは小さいときにそういういいくせをつけてやってほしいというので、ちょっとくどいようですが、ヘリコプターのこと、また今後、考えていただきたいと。

それから、二つ目のことで、今度はお願いします。

二つ目は、長谷川議員も申された田んぼが荒れていくという問題です。耕地整理をして、そして、今、電柵もして、ちゃんとなっとなるんですけど、耕してくれる人がいないというのが、私の地域にもあります。

それで電柵はして、網を張ってあって、イノシシは入らないんですけど、中に草が生えてきとるんです。最初は、耕作をお願いしとった人は、耕してもう今後ようしませんと、耕してはおきますけど、耕してくれました。ところが、これが何年かたって行って、ススキが根を張ったりすると、なかなか田のところが抜けていきまから、もう畑にしかありません。

そういう意味で、こんなんを助けてくれる方法はないのかというのを、私は町長

に伺いたい。それが2番目の質問でございます。お願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

耕作放棄地については、前回7月の定例会で中森議員さんの一般質問にお答えをしたとおり、年々拡大していることは明白であります。

そこで、耕作放棄地を減らすための対策としては、地域の核となる農業者、また、集落営農組織等への農地集積と支援。新規就農者の育成と支援。米、茶に変わる新規作物の検討と導入。町内外の企業、NPO法人の農業参入を促進することなどが考えられます。

しかしながら、このような対策は、一朝一夕にできるものではありませんので、県、JA伊勢と協議を進めながら、皆様と協力をして取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） JAなどと相談していただけるようですので、ありがたいこととでございます。

荒れ地ができてきますと、町内がもう荒んでいきます。町の学校がなくなったら、もう親が教育の関心もなくなるし、なくなるわけではないですが、子供らでも運動会見に行ったりしとったんです。ところが、もう学校が内城田地区へきてしまうと、小川郷からなかなか子供さんを連れてかどうかわかりませんが、運動会を見に行こうかという気になかなかありませんで、それと一緒に、町長言われたように耕作放棄地がなくならないように、何とか農協にたのんでちょっとお金出したら耕してくれるというようなことが決めていただいたら、私らもありがたい。そう思います。隣の家へ行く間の田んぼが荒れとったんでは、もう気が荒みますので、2点目の耕作放棄地については、これで質問を終わらせていただきます。

最後に、もう一つ、この前、議会でも言わせてもらいました。

子供さんの給食費、この9月で一年を迎えると、一年たったらまたなという、そんなような話でしたので、一年がたちましたので、これが今後どうなるかというのを知りたいんです。くどいようですけど。

それから、子供さんたちの保育所の保育料が、私は消費税10%上がるの反対なんですけども、それが上がったら幼児教育の費用を無償にするということになります。そうすると親御さんの負担が減るんですから、これはもう私も、消費税はごうわくけど、それはええなと、3万円なら3万円する保育料がなくなって、給食費だけ4,500円の4,500円残ると。そしたら親御さんは負担が軽くなりますから、保護者の方は、それはいいことだと思って、私はそれは賛成なんですけど、そんなんでも幼児教

育についても無償化が進んできて、昼食費だけ残る。これは小泉政権のときの名残です。介護の中で、給食、部屋代と食事代は別やぞという、ああいうやり方になってきたんです。それまでは介護なんかでもひっくるめて1割負担です、2割負担ですよとなっとなつたんですが、今は1割負担プラス部屋代と食事は別やぞという、そんなことになりました。

ですから、私も給食費を、また今後、こういう計画で無償化に近づけていくんやぞというのを、もし案がありましたら、町長の見解をお伺いしたいと思います。この間いうただけで、今ごろまたいうんかと思われるかわかりませんが、一つお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、議員さんの質問にお答えをいたします。

学校給食費につきましては、先の7月定例会に引き続いて、無償化の方針についてお答えをいたします。

前回と重なる内容ではありますが、昨年6月議会におきまして子育て支援事業として、小・中学校の給食費の約半額補助の決議をいただき、平成30年9月分、ちょうど1年前から全学年保護者の負担額を、ほぼ5割に軽減させていただいたところがあります。

今年度の給食費補助金の支出見込み額は、小・中学校合わせて1,549万1,000円となっております。

さらに、今定例会におきまして、小・中学校への給食費の補助制度に合わせて、保育所に通う園児保護者から徴収すべき副食費の約2分の1を、町が負担することといたしておりますことから、保育園児の副食費は、月額4,500円から2,200円となります。

これにより、給食費に係る小・中も合わせた年間の補助総額は、約2,000万円となります。

このことから、子育て支援施策としての給食費補助が、義務教育にとどまらず幼・小・中と、一貫した給食費約半額補助制度が実現できるものと考えております。

議員御指摘の給食費無償化に関しましては、財政負担が重くなることもありますが、私の目標としている具体的な施策の一つ、「子供たちが輝くまちづくり」を掲げており、貴重な財源を子供たちに直接活用することを願っておりますので、当面は幼・小・中一貫半額補助制度を維持していきたいと考えております。

つきましては、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解、御支援をお願いをいたしまして、貞森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 大事な問題ですので、中村町長の4年目に実施できたという

ことやなしに、できたらなるべく早う2年目に、あの町長やってくれたわと、子育てしやすいまちいうとって、ああやっぱりやってくれたというふうにさせていただきたいと思いますので、4年やなしに、もうちょっと早うしていただきたいと思います。私も4年で終わるつもりでおりますもので、できたら2年かそこらで始めていただきたいと。

この度会町に幾ら金があるのか、私知らないでいうとるんですけど、度会町は2,000万円や3,000万円の金あると思うんです。子供さんのために使うね。これはもう先行投資ですから、できるだけ早くお願いしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 6番議員の若宮淳也でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

通告書に従い、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、9月9日に首都圏を直撃しました台風15号は、各地に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様方にお悔やみ申し上げるとともに、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。

我々度会町議会としましても、何か支援できることがないのか、検討していくと同時に、度会町も過去に大きな水害があったことを教訓とし、防災対策にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それでは、質問のほう入らせていただきます。

ふるさと納税についてということなんですが、二つの視点から町長に質問させていただきたいと思います。

ふるさと納税といいますのは、2008年にスタートをいたしました制度でございます。国民が自治体に寄附をしまして、その寄附金額を現在、居住する自治体へ申告することにより、寄附分が控除できる制度であり、ふるさと納税を利用すれば、所得税や住民税の控除を受けながら、自分の好きな自治体に寄附を送り、なおかつ、返礼品を受け取ることができる制度でございます。

度会町のふるさと納税の推移を見てみますと、2012年から増加傾向にございます。約2,000万円、そして、それがどんどん増加傾向にあります中で、2015年というのが、一つのピークになっておるところでございます。

寄附、納税金額でいいますと約4,700万円という形になります。

ただ、そのピークの2015年からは減少が始まりまして、2018年におきましては1,600万円という形で、制度がスタートしてから10年はたちます。その中で、ほかの自治体との競合も激しく、また、人口減少の影響も少なからずあるのではないかと思います。

何らかの改善や変化への対応が必要であると考えます。

このふるさと納税に関しましては、本当に思いやりと思いやりのやりとりのような制度であって、減少したからという部分では、別にそれほどこだわることもないのかなという気もしますけれども、せっかくこのいい制度ができておりますので、町としましても、今後、この減少に対してのこの資料を見る中で、どのように取り組んでいかれるのか。お答えいただきたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの御質問にお答えをいたします。

平成20年4月30日の地方税法等の一部を改正する法律により、ふるさと納税制度が始まり、平成25年ごろからは寄附に対するお礼として、魅力的な特産品を送る自治体があられたことや、ふるさと納税の申し込みから決済までをウェブ上でできるふるさと納税サイトの導入、さらに、返礼品の拡充など、ふるさと納税のPR活動に積極的な自治体がふえていることから、全国で、平成20年度に81億円であったふるさと納税額が、平成25年には145億円、平成30年度には5,127億円と大きく伸びております。

度会町でもウェブ上でふるさと納税の決済ができるシステムの利用を、平成27年度から始めております。

また、寄附件数、寄附額の増加を目的とすることはもちろんのことですが、町外でのふるさと納税イベントでは、地域のことを知ってもらった上で寄附をいただき、町を応援してもらうことを目的に、度会町の魅力を伝える活動を行っております。

これらの活動からリピーターになってもらえたり、納税された方が受け取られた返礼品を気に入り、直接、商品を購入してもらったりということがあるように聞いています。

当町におけるふるさと納税への返礼品の品数は、寄附金額に応じて70以上を準備しております。これほどの種類になりましたのも、町内の事業所の皆様方の努力のたまものであると考えております。

当町のふるさと納税を金額の面で考えますと、若宮議員御指摘のように、平成27年度に4,783万円ありましたふるさと納税をピークに、平成30年度は1,596万9,000円と減少しておりますが、歳入に占めるふるさと納税額の割合を算定してみましたところ0.4%余りで、三重県下29市町の中で、上から14番目と、ほぼ真ん中ぐらいに位置をしておりますので、財政規模での観点からは、まだまだ悲観することはな

いのではないかと考えております。

しかしながら、返礼品の人気商品といわれる肉、フルーツがない当町では、大幅な寄附件数や金額の増大は困難であります。

このような状況から、本年の納税額は幾らか減少傾向にありますが、米、お茶を初めとした返礼品はリピートされる商品でありますので、町といたしましては、新規寄附者を求めPR、リピーター獲得に努めていくとともに、魅力ある返礼品の充実が図れるよう、事業者の方々の新たな商品開発を期待しております。

新たに講じる施策としては、今のところございませんが、他の自治体の情報を収集したり、研究したりするなどし、当町へのふるさと納税を推進していく所存でございますので、新たなアイデア等がございましたら、ぜひ御助言のほどを、よろしくお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 先ほど、意欲といたしますか。そういった部分の御回答をいただきました。

そして、返礼品のことについても、本当に重要性を占めることだと、本当に日々実感いたします。

ふるさと納税というのは、本当、基本的に返礼品を見て選んで寄附される方も多いと思いますし、また、町外あるいは県外へ出られた度会町出身の方々が、ふるさとのためにという気持ちでされている。そういう方法もあると思います。

返礼品の中でも、度会町に関しましたら、先ほど町長おっしゃられたように、70以上の返礼品を準備されているということでもあります。

本当に、先ほども言いましたように、ほかの自治体との競合の部分で、本当に競争になっているところもあると思います。

一つ、伊賀市の事例を挙げてみますと、本当はかなり工夫してるんかなというふうな、見受けられたことなんですけど、伊賀といたしますと、当然、特産物、伊賀牛とか、あとまたお米、酒等がありまして、また忍者の発祥の地として、忍者のTシャツ、あるいは衣装セットなど、そういったものも返礼品にはしておりますけれども、また、そのほかに空き家の管理、そして、お墓参りの代行、あるいはお墓の清掃など、一家につき1万円、年3回であれば3万円というふうな商品以外のことを返礼品にしている自治体も、近くであるということなんですけれども、その返礼品につきまして、本当に重要なことだと思います。町長にしましても70以上の返礼品を準備されているということですけども、そういった伊賀のような、そういう返礼品もお考えではないでしょうか。少しよければ、お聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） いろんな知恵を使って、そういう度会町から出て行かれた方

の家のお墓を守るとか、例えば、お父さんとお母さんの見守りとか、いろいろな知恵があるかと思います。

これから、いろいろ研究をして、何ができるのか。そういうことも踏まえて、やはり度会町はその単価の上がるようなフルーツとか、肉とかございませんので、特産物として、やはり地元にも貢献できて、それをありがたかってもらうというのは、一石三鳥みたいな感じのやつが、一番ええわけなんで、なかなか難しいと思いますが、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 急な質問で、済みませんでした。

先ほど町長言われましたように、返礼品の中でも商品に厚みをかけられます。あるいは、また新しいものや、先ほど伊賀の事例を申し上げましたように、そういったことを返礼品にすることも、一つ頭に入れながら、度会町独自の返礼品というもので、また活気づけばと、本町の納税が活気づけばと思いますので、これからも取り組み期待したいと思います。

続きまして、もう一つの視点からの質問になりますけれども、ガバメントクラウドファンディングについて、質問させていただきたいと思います。

少し切り口を変えまして、返礼品目的ではなく、地域課題や取り組みについて寄附をしてもらうのが、ガバメントクラウドファンディングであり、また、ふるさと納税とクラウドファンディングを組み合わせたサービスでありまして、全ての寄附がふるさと納税の対象となる自治体が行うクラウドファンディングということになります。

ガバメントクラウドファンディングにつきましては、目標金額や期間を定めて、各地域の課題や取り組みを全国にPRし、寄附を募る事業であります。度会町にしましても解決しなければならない地域課題というのが山積している現状ではございますが、前回、7月議会に質問をさせていただきました過疎地の高齢者の交通手段を確保するためのことで、過疎地の公共交通機関というのが不十分な三重県熊野市五郷町での事例で、住民たちが、自分たちで公共交通の不便さを何とかしようと立ち上がった「NPO法人のってこらい」、この「のってこらい」の公共交通空白地有償運送事業、これに対して、熊野市がバックアップする形で、このガバメントクラウドファンディングを活用しております。

また、近隣市町でいいますと、お隣の伊勢市、伊勢市に関しましては、宮川堤の桜を守り育て、次の世代に桜並木を引き継いでいきたいと、そういう思いから活用しておるところでございます。

この桜並木に関しましては、三重県名所に指定されておりました、この景観を守

るために、このクラウドファンディングを活用し、樹木医による桜の状況確認調査を行い、助言を受け、維持管理等に取り組むための費用として活用しているところでございます。

その他鳥羽市では、海女の文化の振興の観点から、このように活用している。そして、市町におきますと、伊勢志摩サミットの影響もありまして、中学生あるいは高校生の海外留学の支援のために活用しているところもございます。

あと、またいなべ市なんかは、医者不足という部分で活用されているようです。

そのように、度会町に置きかえて考えますと、本当に人口減少という大きな重要課題の柱の中で、教育あるいはスポーツ、そして環境、防災、どの時点からでもそのガバメントクラウドファンディングに対する当てはまるような、そういう課題や取り組みというのが必ずしもあると思います。

そういうところで、ぜひとも、このガバメントクラウドファンディングというのを、度会町でも活用してみてもどうかと思いますが、町長のお考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんのガバメントクラウドファンディングについての質問にお答えをいたします。

いろいろ事例を説明していただきまして、ありがとうございました。

現在、当町で運用しております、ふるさと納税のウェブサイトにおいても、ガバメントクラウドファンディングとして利用できる環境は整っております。度会町独自のプロジェクトを設定して、ふるさと納税の募集は可能であります。

しかしながら、このシステムの利用に当たっては、納税額の10%を手数料として支払う必要があります。またこの手数料の最低金額が10万円となっております。ということは100万円いただくのとあかんと、そういう感じです。

このため、ガバメントクラウドファンディングとして募集しても、マイナスになる可能性もありますので、慎重に研究をしていきたいと考えております。

新しい視点での取り組みをアドバイスしていただきまして、ありがとうございます。

町の活性化に向けて、今後もアイデアの提供をお願いいたしまして、答弁いたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） このガバメントクラウドファンディングに関しましては、私自身が度会町に置きかえて、まず、思ったのが歴史を語る上で欠かせない史跡などの歴史的資産というのが、度会町にはすばらしくあります。町指定文化財の中での

かんこ踊りとか、あとまた立岡城跡、一之瀬城跡、そして、おおむ石というふうな、この地域の歴史的資産を守るために、日ごろ保存会を初め、町民の多くの方々が御尽力いただいております。

先ほど町長言われましたように、確かに10%という部分で考えますと、なかなか踏み切れないところもあるかなというのはありますが、冒頭でも言うてますように、地域の課題とか、あと、また取り組み等に関しては、やはりこのガバメントクラウドファンディングを利用し、その分しっかりとPRすると。そして、返礼品もそれに対して、それに見合う返礼品を設定するという形でいくことも可能ではないかなという気がします。

先ほど言いましたように、そういう度会町と置きかえてみましたら、やはり歴史的資産というのがあるわけですので、そういった形で保存に向けて、このガバメントクラウドファンディングを利用したらどうかなというのが、すぐ頭に浮かんだところでございます。

しかし、高齢化などによって保存する人たちに多くの負担がかかってきているという現状もあります。過去に、視察のほうで立岡城址のほうをお伺いさせていただき、また保存会の方のお話を聞きましたけれども、非常に管理する中、維持管理する中でコストもかかってくると。そして、なかなか保存会という形で管理するのも人材不足であり、また、それに草刈りと、あと階段をつくったり、あと、また手すりをつくったりと、いろんな工夫をされてしておりますけれども、その保存会の方たちもなかなか後世に伝えていきたいけれども、なかなかそういう問題もあると。何よりもコストがやはりかかってしまうと。

そういう中で、度会町の大事な歴史的資産を全国にPRして、そういう歴史的資産を守る意味で、ガバメントクラウドファンディングを活用してはどうかなと、このように私自身ちょっと思ったんですけれども、町長のこの意見聞きまして、御活用いただけたらなと思います。よろしいでしょうか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えいたしたいと思いません。

ガバメントクラウドファンディング、本当によいシステムなんだと思います。いろんな課題ありますが、それを解決するために、それに使う寄附を集めるということで、大きなプロジェクトがいろいろございましたら、ぜひ、それに載せてやっていきたいなというふうに考えています。

いろいろな仕組み等の問題もございますが、ぜひ、お知恵をおかりして、よい方向にできたらいいのかなと思いますので、また、御意見を頂戴いたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） ぜひ、前向きに検討していただければと思いますけれども、あくまでも私の思ったことでありまして、ガバメントクラウドファンディング、これを行うに当たっては、本当にたくさんの当てはまるような課題や取り組みというのは、絶対あると思います。

その中で、別に、それを、その事業を行うに当たって、なるべくコストが少ないほうが当然いいと思いますので、そういう中でもいろいろ吟味してやっていただければと、このように思っております。

ちなみに、クラウドファンディングの中でも全国的な部分で見ますと、地域の資源を守ることというのも、当然たくさん寄附金額が集まっております。

そして、熊野市のような地域の重要課題に向けて、町がサポートする形で行っているクラウドファンディングもたくさん集まっておりますし、また、子供につきましての教育の支援や、あと、また貧困家庭や共働き家庭の子供たちへの支援、犬や猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護の目的としても、たくさんの寄附をいただいております。

ぜひ、前向きに考えていただく中で、いろいろ見ますと、パターンは二つあると思います。

まず、一つは、先ほど言いましたように地域の課題、あるいは取り組みを町自体がこの事業として、ガバメントクラウドファンディングで資金調達するパターン、それが一つ。

それと、NPO法人などの団体と連携して、地域の志のある若者や団体の方たちを募集して、その方にまた支援するというパターン、この二通りのパターンもあるというのが、見てましてわかったことでございます。

度会町に関しましても、町民から提案を募集するのも必要ではないかなと、このように思っています。

今後、前向きに取り組んでいただくことを、ぜひ期待いたしまして、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わりいたします。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第35号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第42号 平成30年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上、2議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第35号については原案どおり可決すべきものだと決し、議案第42号の決算関係については認定すべきものだと決しましたので、報告いたします。

また、報告第4号 平成30年度度会町健全化判断比率及び資金不足利率については、担当課からの説明及び報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第36号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第37号 令和元年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第43号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 平成30年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について、議案第49号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第50号 度会町税条例等の一部を改正する条例について、議案第51号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第53号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、13議案について、関係課長、課長補佐、課長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第36号ほか8議案については、原案どおり可決すべきものだと決し、また、議案第43号ほか3議案の決算関係については、認定すべきものだと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

○産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第39号 令和元年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和元年度度会町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上、4議案について、教育長並びに事務局長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第39号、議案第41号及び議案第52号については可決すべきものと決し、また、議案第46号の決算関係につきましては認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める請願、請願第4号 防災対策の充実を求める請願、以上、請願4件について慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決で、決算関係につきましては、いずれも認定であり、また、請願関係につきましては、いずれも採択であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第35号～議案第53号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第35号から議案第53号

までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第35号から議案第53号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第35号～議案第53号、請願第1号～請願第4号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第35号から議案第53号についてを採決いたします。

議案第35号 令和元年度度会町一般会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 令和元年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第39号 令和元年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算に

対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第41号 令和元年度度会町水道事業会計補正予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第42号 平成30年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第43号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第44号 平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第45号 平成30年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第46号 平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第47号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第48号 度会町職員給与条例等の一部を改正する条例について
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第49号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第50号 度会町税条例等の一部を改正する条例についてに対し、
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第51号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条
例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第52号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例につ
いてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第53号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

以上、議案第35号から議案第53号までの19議案は、全て原案どおり可決、また、

決算関係については認定されました。

続きまして、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択であります。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の充実を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件につきましては、全て採択することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時24分休憩)

(11時35分再開)

○議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、議員提出されました発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、以上、発議第4号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明（発議第4号～発議第7号）

追加日程第2 それでは、発議第4号、発議第5号、発議第6号及び発議第7号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年9月19日提出

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 貞森 義和

同じく 舟瀬 勝

同じく 牧 幸作

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、無償制等、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって、極めて重要なことであり、教育に地域間格差が生じないように、同制度のさらなる充実が求められます。

上記のような理由から、同制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、意見書を提出する理由である。

発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年9月19日提出

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 貞森 義和

同じく 舟瀬 勝

同じく 牧 幸作

提出理由

子供たちの姿を出発点とした主体的で協働的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境設備の一つだと考えます。

教職員が、教育の諸課題に対し、児童・生徒一人一人に向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。

教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人一人を大切にし、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

上記のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年9月19日提出

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 貞森 義和
同じく 舟瀬 勝
同じく 牧 幸作

提出理由

厚労省の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は13.9%、およそ7人に一人の割合で貧困状態にあるとされています。

子供の貧困対策に関する大綱における基本的な方針の筆頭に、貧困の連鎖の解消が掲げているとおり、その連鎖を断ち切るための教育にかかる法的な支援は、極めて重要であり、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度、施策のより一層の充実が求められています。

上記のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、意見書を提出する理由である。

発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年9月19日提出

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 大野 原徳

同じく 貞森 義和

同じく 舟瀬 勝

同じく 牧 幸作

提出理由

学校は、児童・生徒を初め、地域住民が活動する場であり、地域の拠点となっています。

また、災害時には避難所となる等、重要な役割を担っていますが、防災関係施設・設備の設置率は十分ではなく、早急な対策実地が必要です。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策がさらに充実されることを、強く望むところです。

上記のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを、強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第4号～発議第7号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました、発議第4号から発議第7号まで、以上、発議4件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第4号、発議第5号、発議第6号及び発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第4号～発議第7号）

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決(発議第4号～発議第7号)

追加日程第5 これより発議第4号から発議第7号についてを採決いたします。

発議第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、発議第4号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、発議第5号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、発議第6号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、発議第7号については、原案どおり可決されました。

以上、発議第4号から発議第7号までの発議4件については、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時49分休憩)

(11時52分再開)

○議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程をお諮りいたします。

ただいま、町長から議案第54号が提出されました。議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについてを追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎議案の上程(議案第54号)

追加日程第6 議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本議案は人事案件であり、御本人が議場におられますので、議場からの退席をお願いいたしたく思います。

◎提案理由の説明(議案第54号)

追加日程第7 それでは、提案者中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 忠彦) それでは、御説明をいたします。

議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについて、次の者を副町長に専任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月19日提出

度会町長 中村忠彦

記

住所 度会郡度会町和井野794番地

指名 西岡一義

生年月日 昭和34年5月24日

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑、採決（議案第54号）

追加日程第8 お諮りいたします。

議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

議案第54号 副町長の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） ありがとうございます。賛成全員であります。

よって、議案第54号は、原案に同意することに決定いたしました。

ただいま同意されました西岡一義君に議場への入場をしていただきます。

西岡一義君が入場されましたので、御挨拶をいただきたく思います。

西岡一義君。

○副町長（西岡 一義） 西岡一義でございます。

議長様から時間を頂戴いたしましたので、御挨拶を申し上げます。

先ほどは、私が副町長に就任いたしますことに、御同意をいただき、誠にありがとうございます。

もとより、浅学非才の身ではございますが、中村町長のもと、度会町の町民の皆様方のために、全力を傾注する所存でございますので、町議会議員の皆様方の一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、その目的、場所等について、お手元に配付いたしましたとおり、派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

なお、この件につきましては、内容に変更が生じた場合の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(12時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員